

療養費支給申請書（8年7月分）（はり・きゅう用）

※必要事項を全てご記入下さい。必要書類についてはホームページを参照し、添付して下さい。負傷（ケガ）・第三者行為（交通事故等）の場合は「負傷原因届」が必要となりますので、添付して下さい。当組合ホームページをご参照ください。

被保険者欄	○被保険者資格の記号番号 9000 - 19990		○発病又は負傷年月日 令和8年1月頃日		○傷病名、発症又は負傷の原因及びその経過 五十肩 原因不詳、1月頃より肩が上がらず病院でも改善しなかった為	
	療養を受けた者の氏名 健保 太郎		続柄 本人		○業務上・外、第三者行為の有無 1. 業務上 2. 第三者行為 3. その他 ()	
	(フリガナ) カンボ タロウ 性別 男 生年月日 昭・平・令 33年3月3日生				○施術した場所（施設等に入居している場合及び被保険者の住所と異なる場合に記載）	
施術内容欄	初療年月日 () 年 月 日		施術期間 自・令和 年 月 日～至・令和 年 月 日		実日数 日	
	傷病名 1. 神経痛 2. リウマチ 3. 頸腕症候群 4. 五十肩 5. 腰痛症 6. 頸椎捻挫後遺症 7. その他 ()				請求区分 新規・継続 転 帰 継続・治癒・中止・転医	
	初検料 1 はり 2 きゅう 3 はりきゅう併用				円	
	はり・きゅう		施術の種類		1術 回 2術 回	
	通所		円×		回= 円	
	(月16回以降の施術に係る50%減額)		円×0.5×		回= 円	
	訪問施術料 1		円×		回= 円	
	(月16回以降の施術に係る50%減額)		円×0.5×		回= 円	
	訪問施術料 2		円×		回= 円	
	(月16回以降の施術に係る50%減額)		円×0.5×		回= 円	
	訪問施術料 3 (3人～9人)		円×		回= 円	
	(月16回以降の施術に係る50%減額)		円×0.5×		回= 円	
	訪問施術料 4 (10人～19人)		円×		回= 円	
	(月16回以降の施術に係る50%減額)		円×0.5×		回= 円	
	訪問施術料 (20人以上)		円×		回= 円	
(月16回以降の施術に係る50%減額)		円×0.5×		回= 円		
電療料 (加算 / 1電気温 2電気温 3電気温器具)		円×		回= 円		
(月16回以降の施術における加算に係る50%減額)		円×0.5×		回= 円		
特別地域 (加算)		円×		回= 円		
往療料		円×		回= 円		
施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)		円×		回= 円		
明細書発行加算		円×		回= 円		
費用額計				円		
※集中率90%以上の施設等入居者 (80%減額対象) 【該当の場合○】				減額後合計額 円		
施術日 訪問1①		1		2		
通所 訪問2②		3		4		
往療 訪問3③		5		6		
訪問4④		7		8		
訪問5⑤		9		10		
		11		12		
		13		14		
		15		16		
		17		18		
		19		20		
		21		22		
		23		24		
		25		26		
		27		28		
		29		30		
		31				
○往療又は訪問の理由 (1. 独歩による公共交通機関を使つての外出困難 2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより独歩による外出困難 3. その他 ())						
上記のとおり施術を行い、その費用を領収しました。		令和 年 月 日		保健所登録区分 1. 施術所所在地 2. 出張専門施術者住所地		
免許登録番号		はり師		住所		
免許登録番号		きゅう師		氏名 健保 太郎 電話 090-2580-△△△△		
上記の療養に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。		令和 8年 7月 31日		〒 332 - 0035		
申請者 東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合 殿		住所 埼玉県川口市西青木〇-〇-〇		氏名 健保 太郎 電話 090-2580-△△△△		
支払区分 1. 健保口座 (2) 個人 (被保険者) 口座		預金の種類 (健保口選択の場合は記入不要) 金融機関コード (17)		金融機関名 支店コード (357)		
口座名義 カタカナで記入 ケンボ タロウ		口座番号 0 0 9 8 7 5 4 ◇		銀行 川口 本店 支店		
同意医師の氏名		住 所		同意年月日		
				令和 年 月 日		
傷病名		要加療期間				
本申請書に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。		令和 年 月 日				
申請者 住所		被保険者 住所		代理人 住所		
健保 太郎		健保 太郎		健保 太郎		

緑枠の『施術内容欄』『施術証明欄』『同意記録』については、施術者にご記入を依頼して下さい。

上記『被保険者口座』ではなく、事業所指定口座（健保口）への振り込みを指定される場合は、こちらへご記入ください。

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合

申請から支給決定までの流れ

(Ⅰ) 療養費支給申請書（はり・きゅう用）に必要事項を記入してください。

i) 申請者(被保険者)が記入するところ

- ①被保険者欄
- ②申請欄
- ③被保険者口座（被扶養者の口座への支払はできません）
- ※健保口をご利用の場合は、委任状欄へご記入下さい

ii) 施術師が記入するところ

- ①施術内容欄
- ②施術証明欄
- ③同意記録

(Ⅱ) 下記書類を療養費支給申請書に添えて当組合に提出してください。

i) 領収書（原本）

ii) 医師の同意書（原本）※有効期間ごとに必要です

※同意書の有効期間

- ① 1日～15日までに医師が同意書を作成した場合、5ヶ月後の月末まで。
- ② 16日～月末までに医師が同意書を作成した場合、6ヶ月後の月末まで。
- 例) 1月1日に医師が同意書を作成した場合は、6月30日まで有効。
1月17日に医師が同意書を作成した場合は、7月31日まで有効。

(Ⅲ) 申請から支給決定までの流れ

療養費（はり・きゅう用）を支給決定する際には、保険医療機関の診療報酬明細書（レセプト）を確認させていただきます。

診療報酬明細書（レセプト）は医療機関受診月から2ヶ月後に当組合に送られてきますが、場合によっては更に数ヶ月遅れる場合がございます。

したがって、支給決定までには3ヶ月～6ヶ月かかります。

同意書の交付について

○同意書交付の留意点

- 1 患者がはり、きゅうの施術を受け、その施術について、療養費の支給を受けるためには、あらかじめ保険医が、当該疾病について診察の上で同意をし、当該同意書を患者へ交付する必要があります。
- 2 はり、きゅうの療養費の支給対象となる疾病は、慢性病（慢性的な疼痛を主訴とする疾病）であって保険医による適当な治療手段のないものです。具体的には、
㊦ 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症について、保険医より同意書の交付を受けて施術を受けた場合は、保険者は保険医による適当な治療手段のないものとし療養費の支給対象として差し支えないものとされています。（「病名」欄1～6）
㊧ ㊦以外の疾病による同意書が提出された場合は、記載内容等から保険医による適当な治療手段のないものであるか支給要件を保険者が個別に判断し、支給の適否が決定されます。（「病名」欄7）
㊨ ㊦及び㊧の疾病については、慢性期に至らないものであっても差し支えないものとされています。
- 3 同意する疾病について、処置や投薬等の治療（ただし、同意書の交付に必要な診察・検査及び療養費同意書交付は除く。）を行う場合には、治療が優先されるため、患者ははり、きゅうの療養費の支給を受けることができません。
- 4 来院した患者から同意書の発行の依頼があった場合、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いいたします。なお、オンライン診療での同意書の交付は認められません。
※これにより同意書の交付を行う場合、同意した保険医は、はり、きゅうの施術結果に対して責任を負うものではありません。また、無診察同意を禁じた保険医療機関及び保険医療費担当規則第17条の「保険医は、（中略）同意を与えてはならない。」に違反するものではありません。なお、同意書の交付は、初診であっても治療の先行（一定期間の治療の有無）が要件ではありません。
- 5 はり、きゅうの施術に当たって注意すべき事項や要加療期間等がある場合には、「注意事項等」欄に記載するようお願いいたします。

○再同意（貴院において「初回の同意」の場合を含む。）の留意点

- 6 保険医から同意書の交付を受け、はり、きゅうの施術を受けている患者が、6ヶ月を超えて引き続きはり、きゅうを受けようとする場合、再度、保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 7 上記6の再同意に当たり、患者がはり師、きゅう師の作成した施術報告書を持参している場合（又ははり師、きゅう師が患者に代わり施術報告書を事前に貴院に送付している場合）は、施術報告書の内容をご確認願います。
- 8 上記6の再同意に当たっても、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いいたします。

※ この同意書は、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成16年10月1日付保医発第1001002号）に基づくものです。
療養費の支給決定は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律により保険者（後期高齢者医療広域連合を含む。）が行うとされていますが、療養費の支給は療養の給付の補完的役割を果たすものであり、保険者ごとにその取扱いに差異が生じないよう、取扱い指針としての支給基準等を厚生労働省が通知等により定めております。